

7 人材育成

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日）における、県内市町村の人材育成の状況は、以下のとおりである。

（1）人材育成基本方針の策定状況等

「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」（平成9年11月28日 自治省公務員部長通知）に沿って策定することが求められている。

表1 策定状況

（令和元年7月1日現在）

区分	団体数	策定済	未策定	策定率
市	37	37	0	100.0%
町村	17	16	1	94.1%
計	54	53	1	98.1%

（2）研修に関する基本的な方針の策定状況等

地方公務員法第39条第3項の規定により、地方公共団体は、「研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針」の策定が義務付けられており、同法第58条の2第3項の規定により、地方公共団体の長は、研修の状況を公表する義務がある。

表2 策定状況

（令和元年7月1日現在）

区分	団体数	策定済	未策定	策定率
市	37	37	0	100.0%
町村	17	14	3	82.4%
計	54	51	3	94.4%

表3 地方公務員法第58条の2に規定する研修の実施状況の公表

（令和元年7月1日現在）

区分	団体数	公表済	未公表	公表率
市	37	37	0	100.0%
町村	17	17	0	100.0%
計	54	54	0	100.0%

(3) 人材育成経費の決算額の状況（平成30年度決算）

表4 決算額別団体数（市）

決算額（千円）	千葉県内市	
	団体数	割合
10,000 以上	6	16.2%
7,500 以上～10,000 未満	3	8.1%
5,000 以上～7,500 未満	5	13.5%
2,500 以上～5,000 未満	9	24.3%
0 以上～2,500 未満	14	37.8%

表5 決算額別団体数（町村）

決算額（千円）	千葉県内町村	
	団体数	割合
2,000 以上	0	0.0%
1,500 以上～2,000 未満	1	5.9%
1,000 以上～1,500 未満	1	5.9%
500 以上～1,000 未満	7	41.2%
0 以上～500 未満	8	47.1%

※割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100となっていない場合があります。

【用語の説明】

「人材育成等経費」

人材育成経費とは、首長部局職員を対象とした研修の実施、研修所の運営、自主研究・資格取得活動支援、eラーニング導入・運営等、首長部局職員の外部研修受講費・旅費等の総額をさします（ただし、人件費は除きます）。なお、国・地方公共団体及び関連団体、民間企業等（自治大学校やクレア（自治体国際化協会）、消防大学校等も含む）への派遣研修に係る経費は除きます。

